

# 特殊車両通行確認制度(新制度)施行に伴う特殊車両通行許可制度(現行制度)利用方法の変更について

1. PRサイトのレイアウト変更
2. 通行許可システムへのログイン方法
3. 画面の廃止
4. ユーザIDの新規取得方法

# 1. PRサイトのレイアウト変更

- 令和4年4月1日に特殊車両通行確認制度(新制度)が施行されます。
- これに先立ち、令和4年2月7日より、PRサイトのレイアウトやログイン方法の一部が**変更**となります。

The screenshot shows the HIDO website interface with several callout boxes highlighting changes:

- タイトルの絵が変更になります**: Points to the new header image featuring a truck and a bridge.
- 新制度へのご案内が追加されます**: Points to the new 'Special Vehicle Confirmation System [New System] Information' button in the navigation menu.
- 新制度・現行制度共通のログインボタンとなります**: Points to the 'Special Vehicle Confirmation System Information' button, which now serves as a common login button for both systems.

Additional visible content on the page includes:

- ONLINE SYSTEM**: Special vehicle confirmation and application procedures.
- 特車登録センター**: Special vehicle registration center.
- お知らせ**: Notice regarding the implementation of the new system on April 1, 2022, and the start of the trial system on February 7, 2022.
- 利用方法**: Three columns for 'First-time online application', 'Already using the system', and 'Check before departure'.
- メンテナンス情報**: Maintenance information section.
- 重要なお知らせ**: Important notice section.

# 2. ログイン方法の変更(1)

○新制度及び特殊車両通行許可制度(現行制度)へは、共通のボタンからログインしてください。

**新制度・現行制度共通のログイン画面となります**

**新制度・現行制度のログインボタンとなります**

**現在使用しているIDとパスワードを入力してください**

**初めて利用される方はこちらから申請者情報を新規登録してください。**

**制度選択画面(次のページ)へ**

○現行制度、新制度では、同じIDとパスワードを使います。

ONLINE SYSTEM  
特車通行確認・特車通行許可  
特殊車両通行申請手続き

特車登録センター  
HIDO  
令和4年4月1日に「限度超過車両の新たな通行確認制度」が施行されます。詳しくは左のバナーをクリックしてください。(指定登録確認機種のWebサイトに移動します)  
また、令和4年2月7日から特殊車両通行確認システムの試行を開始しています。

運行確認制度導入に伴う利用方法の変更について  
令和4年2月7日より、運行確認制度導入に伴い従来の運行許可制度のご利用方法が変更になりました。詳細はこちらをご確認ください。

文字の大きさ [小] [中] [大]

メニュー

トップページ

特殊車両通行確認制度  
【新制度】について  
特車登録センター  
HIDO

特殊車両通行許可制度について

システム利用規約  
www.mhlw.go.jp/special

特殊車両通行許可システムによるオンライン申請について

代理申請について

自治体申請システムについて

誘導等講習

各種ダウンロード  
最新マニュアル、お申し込み用紙

既に利用されている方  
(ユーザーID/パスワードが必要です)

運行許可システムへのログイン  
運行確認システムへのログイン

必用登録情報  
氏名住所・経歴発表  
免許取得状況  
申請データの作成・提出

簡易算定システムへのログイン  
作成したデータを算定する  
提出前にご確認ください

走行前にご確認ください

特殊車両に係る全道の通行規制情報を確認できます。

特車通行規制

大型車誘導区間  
重さ高さ指定道路  
特殊許可不要区間  
ガイドマップ

全道の未収録道路の路線名等の問い合わせ先を確認できます。

路線名等について

特殊車両通行許可不要制度について

メンテナンス情報  
現在、メンテナンス情報はありません。

重要なお知らせ  
以前の重要なお知らせはこちらをご覧ください。

○ 令和4年1月24日 茨城県の特殊車両通行許可業務の停止について **NEW!**

○算定のみ(簡易算定)の機能の利用方法はいままでとおりです。

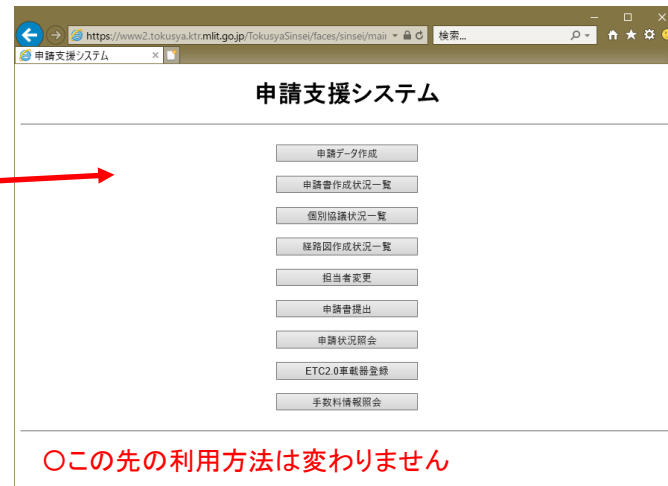
# 2. ログイン方法の変更(2)

- 現行制度を利用する場合は、**青いボタン**を押してください。
- 新制度を利用しない場合は、**企業コードの登録は不要**です。

○制度利用選択画面(ログイン後に表示されます)



新制度を利用する場合はこちらのボタンを使います。



# 3. 画面の廃止

○従来のログイン画面 (ID・パスワードの入力画面) は廃止します。  
 ⇒ブックマークなどは新しい共通ログイン画面に変更してください。

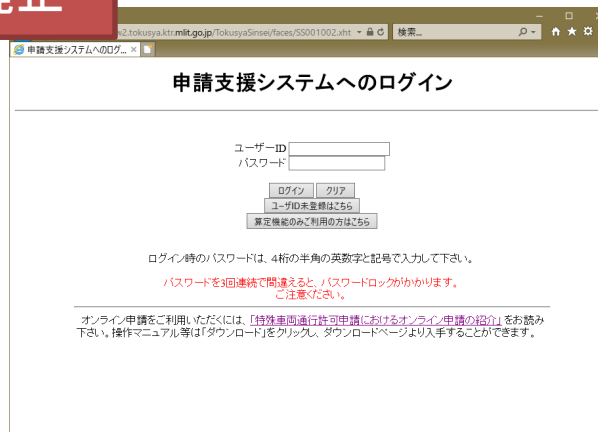
廃止

https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/TokusyaSinsei/



廃止

https://www2.tokusya.ktr.mlit.go.jp/TokusyaSinsei/faces/SS001002.xhtml



廃止

https://www1.tokusya.ktr.mlit.go.jp/tokusha/Shinsei/Login.do



新設

https://www.tokusyaportal.ktr.mlit.go.jp/



新ログイン画面  
 (この画面をブックマーク)

# 4. ユーザIDの新規取得方法

○ユーザIDの新規取得は、共通ログイン画面の「新規登録」から行ってください。

## ①共通ログイン画面



特殊車両システム

ユーザID  
パスワード

ログイン  
パスワードを忘れた方はこちら

ユーザ未登録の方はこちらから申請者情報を登録してください。

**新規登録**

## ②申請者選択画面



申請者選択画面

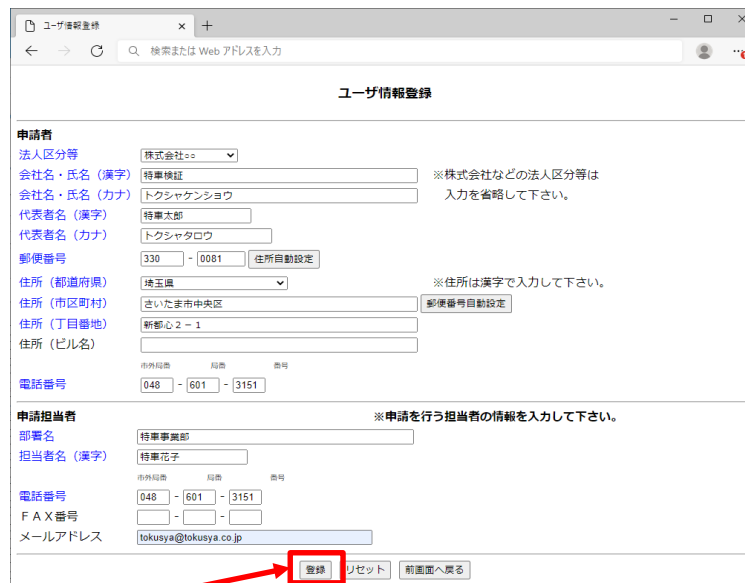
申請者選択

申請者を選択して下さい。

本人  
 代理人

**選択** リセット 前画面へ戻る

## ③ユーザ情報登録画面



ユーザ情報登録

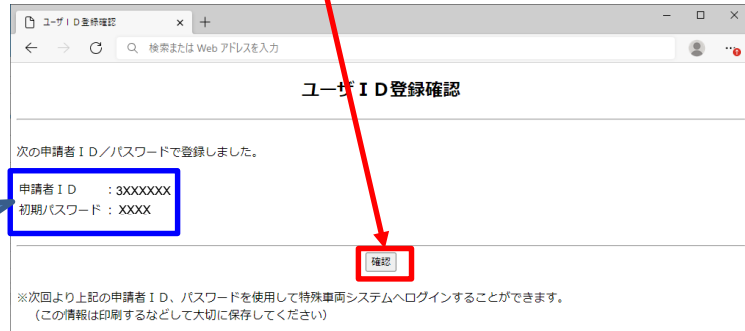
ユーザ情報登録

申請者  
法人区分等 [株式会社] ※株式会社などの法人区分等は入力省略して下さい。  
会社名・氏名(漢字) トクシャケンショウ  
会社名・氏名(カナ) トクシャケンショウ  
代表者名(漢字) 特車太郎  
代表者名(カナ) トクシャタロウ  
郵便番号 330 - 0081 住所自動設定  
住所(都道府県) 埼玉県 ※住所は漢字で入力して下さい。  
住所(市区町村) さいたま市中央区 郵便番号自動設定  
住所(丁目番地) 新都心2-1  
住所(ビル名)  
電話番号 048 - 601 - 3151

申請担当者 ※申請を行う担当者の情報を入力して下さい。  
部署名 特車事業部  
担当者名(漢字) 特車花子  
電話番号 048 - 601 - 3151  
FAX番号  
メールアドレス tokusya@tokusya.co.jp

**登録** リセット 前画面へ戻る

## ④ユーザID確認画面



ユーザID登録確認

ユーザID登録確認

次の申請者ID/パスワードで登録しました。

申請者ID : 3XXXXXX  
初期パスワード : XXXX

**確認**

※次回より上記の申請者ID、パスワードを使用して特殊車両システムへログインすることができます。  
(この情報は印刷するなどして大切に保存してください)

このID・パスワードを使用してください

※パスワードは変更できません  
※発行したID・パスワードは特車通行確認システムでも利用します